

## 推進委員のひと言

「男女共同参画社会に関する世論調査」結果を見て

愛媛県男女共同参画推進委員 立川 百恵

2004年11月に内閣府および愛媛県で実施された標記の世論調査がまとまった。それぞれ多項目に亘る調査で県民の意識・現状を知る貴重な資料である。二つの調査項目はまったく同じではないが、比較できるものも多い。特徴的ないくつかのことを拾ってみたい。

まず、「男女の地位の平等感」だが、愛媛県では2000年の前回調査に比べ、政治の分野を除く、家庭、職場、地域社会、社会通念や風潮、法律や制度と多くの場面で平等と感じる割合が増えた。しかし、全国調査と比較すると県民の男女平等感は驚くほど低い。家庭生活では、全国39.9%に対して愛媛県28%、職場では同じく25%に対して13.9%、学校教育では66.8%に対して41.4%、政治の場では19.7%に対して11.4%、法律や制度では39.3%に対して24.8%、社会通念・風潮では17.2%に対して8%と全体に平等感が乏しい結果になっている。全国調査には当然愛媛県民も参加していることを考えると、この数字の差は大きすぎる。いまだにこれほどの不平等感がはびこっているのはつらいことだ。

次に、「夫は仕事、妻は家庭」の性別役割分担に対する考えを聞いたところ、全国調査では1979年の調査開始以来初めて、反対が48.9%で賛成45.2%を上回り、マスコミでも大きく取り上げられた。この項目では愛媛県は前回(2000年)調査で反対53.8%、賛成19.4%と役割分担に反対する人が圧倒的に多かったが今回、反対36%、賛成14.8%と後退現象が見られる。また、関連する「仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がすべき」の項では、反対37.4%、賛成13.3%と前項目とほぼ同じ数字が出ているが、今回この2つの項目で回答をしなかった人が40%ずついたことは、何を意味するのだろうか。この間の一連のバックラッシュ情報の影響なのか、あるいは、頭では正しいと思いながら自身の行動・感情との乖離が無回答を選ばせたのか4年間の動きとして注目しておきたい。

最後に、「女性に対する暴力をなくすための方策」について尋ねた項目で、法律・制度の制定・見直し、犯罪の取り締まり、相談所や保護施設の整備、捜査や裁判での担当者に女性をなど、10項目の取り組みから有効と思うものを選んでもらうものがある。法律・制度の制定・見直しをトップに上記の項目がそれぞれ上位を占めるが、“被害女性を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる”という住民が自ら参加し、行動する項目は10項目中最下位になっている。このあたりも愛媛県の実態としてみておく必要があると思う。

この調査は、条例制定後初めて見直される男女共同参画計画に反映されることになる。愛媛県の実態に即した着実な歩みにつながる計画が立案されることを期待したい。そして、県民も住みいい地域を形成するために積極的にかわり、実践していきたいものである。

## 私も古くなった？

愛媛県男女共同参画推進委員 宇都宮眞由美

愛媛県男女共同参画推進委員に任命されてすでに2年半が経過した。前回も書いたが、最近では申し出の件数が極めて少ないので、いささか張り合いがない。女性の社会参画が完璧に実現されているとも思えないのであるが・・・・。

ところで、昨今の社会状況を見ていると、いろいろな場面で、戦後ひたすら正しいと信じて突っ走ってきたこの国の生き方が改めて問い直されていることに気がつく。確かに、いろいろな制度・組織にほころびも目立つのであり、当然のことであろうと思うし、そうしなければならないとも思う。政治・信条などの問題に入り込むつもりはないが、教育基本法や憲法さえ改正が叫ばれているのであり、国の根本が問われていることは明らかであろう。

私は、女性の生き方についても、今そのような時期ではないかと思う。憲法14条に謳われている男女平等の精神自体が問い直されることはないであろうが、それを実現するためにとられてきた種々の制度・政策については、「果たしてそれでよかったのか」という問いかけがなされているのではないだろうか。子どもたちの理由なき犯罪や自殺のニュースを耳にするたびに、男性はもとより、多くの女性が心の片隅に何か引っかかるものを感じているのではないかと思われてならないのである。

過去の生き方を問い直すことはよいことである。すべてにおいて正しい選択をしてきたと言うことはありえないことであり、間違った選択も当然あったはずだからである。しかし、問い直すことと否定することは異なる。私たちはこれまでの生き方を否定したくはないし、否定する必要もないと思う。問い直し、改めるべきところは改めた上で、自信を持って男女共同参画社会の実現に向かって更なる努力を重ねていくべきだと思う。私たち女性が男性とともに社会に参加したいと求めるのは当然のことであり、又、私たちが求める男女共同参画社会は社会のあるべき姿であると信じる。

ただ、問題は、家庭もひとつの社会であるということである。家庭が消滅したり、家庭に子どもたちだけが取り残されるという事態は何としても避けなければならない。家庭においても、「男女共同参画社会の実現」を求めてやまない今日この頃である。

## 平塚雷鳥と与謝野晶子の論争

愛媛県男女共同参画推進委員 山下 清

最近、平塚雷鳥と与謝野晶子の間で「母性論争」といわれるものがあつたことを知つた。おおよそ以下のようなものである。

与謝野晶子が、ある雑誌で女子の生活の精神的、経済的独立に関する感想を述べた。男子の財力をあてにして結婚して分娩する女子は、経済的には依頼主義を取つて男子の奴隷となり、もしくは男子の労働の成果を侵害し盗用している者である。男女相互の経済上の独立を顧慮しない恋愛結婚は不備な結婚であつて、今後の結婚の理想とすることができない。生力的奉仕に由つて婦人が男子に寄食することを奴隷道徳とするのであるから、同一の理由から国家に寄食することを辞さなければならぬ。

平塚雷鳥は、これを批判して述べる。母は生命の源泉であり、婦人は母たることに由つて個人的存在の域を脱して、社会的、国家的な存在者となるのだから、母を保護することは婦人一個の幸福のためだけでなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のためである。だから、母体に妊娠、分娩、育児期における生活の安定を与えるよう、国庫によつて補助すべきである。

晶子は主張する。女性の尊厳を維持しつつ、出来るだけ順当な母性の実現を期するためにも、女子の経済的に独立することが必要である。貧困にして母の機能を尽し得ぬ婦人の不幸は、経済的に独立する自覚と努力さえあればその境遇に沈淪することを予め避けることのできる性質の不幸である。自分たち夫婦の物質的生活は勿論、未来に生るべき我子の哺育と教育とを維持し完成し得るだけの経済上の保障が、相互の労働に由つて得られる確信があり、それだけの財力が既に男女のいずれにも貯えられているのを待つて結婚しかつ分娩すべきものである。夫婦は各自の実力に従つて自己の家庭のために自弁者たるべきである。

これに対して雷鳥は主張する。母の経済的独立ということは、よほど特殊な労働力のある者以外は全然不可能なことだとしか考えられぬ。経済的に無力な婦人は結婚を避くべきものだとすれば、まず現代大多数の婦人は生涯結婚し分娩し得る時は来ないものと観念しなければならぬ。今日の社会において実現不可能な理想を要求し、結婚年齢にあり、健康な子供を産み得る婦人を、生涯もしくは長期間、独身者として労働市場に置こうとすることは、婦人自身の不幸は言うまでもなく、国家にとつても種種なる意味で大損失である。

雷鳥も晶子も、女性の人権が尊重され、経済的独立が確保されて、男女が等しく能力を發揮し得る社会を理想としている点において、違いはないと思う。雷鳥は現実を重視し、まずは国家の保護によつて女性の経済的地位を高めようと考えた。晶子は、女性が理想に向かつて未来の生活を照準し、自覚をもつて自ら訓練努力し、男女相互の経済的独立心をもつて現実社会を改造していかなければならぬ、改造された個人の力を集めなければ改造された国家は実現されぬと考えた。理想か現実か、はたまた、両者の因つて来たる背景の差が、考えさせられる問題である。

現代に目を移すと、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指して男女共同参画社会基本法が制定された。法は、国と地方公共団体に男女共同参画社会の形成に関する施策の策定及び実施の責務を（8条、9条）国民に男女共同参画社会の形成に寄与すべき責務を定めた（10条）。真の意味での男女共同参画社会の実現のために、今必要とされているのは、雷鳥の視点であろうか、晶子の視点であろうか。